

決議案第1号

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

去る日本時間の今月6日午前7時34分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した4発の弾道ミサイルは、いずれも約1000キロメートル飛翔し、秋田県男鹿半島西方の日本海上に、そのうち3発は我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安保理決議を完全に遵守し、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきた。

このような中、先月12日に続き、今回の発射についても、何ら事前の通報や落下水域への警告もなく行われたことは、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて問題のある行為であり、また、「弾道ミサイル技術を使ったすべての発射」を禁じた国連安全保障理事会決議1874号を初めとする累次の安保理決議にも違反し、我が国の安全保障に対して直接的かつ深刻な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、たび重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、このたびのミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、誠実かつ確実な措置を実行するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会